

な予算措置におきまして、すでに先刻炭政局長から御返答申し上げたと

思ひまするが、なるほど現在三億八、九千万円、四億円近いところの不足が生じておるのであります。なるべくならば、この業者の方から御寄付によつて一応補填いたしたいというふうに考えまして先般業者の方に御依頼申したのでありますか、それらについても、いなおうとの返事もまだないのでございます。御承知の通りこれは経済環境の変化によりまして、現在は四億円の不足になつておりますけれども、はつきり確実に最終において、四億不足するかどうかといふことは断定できないのであります。あるいは単価が下りますればこの四億の不足も解消されば、この四億はもつと不足することに相なりますから、その見解は、どこが原因であつたかと

とも、なおそれが変更しなければならないという状態にあることについて、政務次官としての見通しの至らなかつた正してここに出しておる今日においても、なおそれが変更しなければならないといふふうに考えますと、総額が三百三十億円であります。しかるに今回の局長から御答辯願つた、補助率の現在もながら政府は熱心であつたといふ話をございましたが、私はもう一つ今までありますか、それらについてもこんなに蔓延した問題を、法案を改

め、御承知のとく一般鉱害の総額は、昨年の十月の調査であります。が、それによりますると、総額が二百三十億円であります。しかるに今回の特別鉱害について約七十五億減少いたしましたので、総額は百六、七十億で足りると考えます。そこで前国会におきまする当委員会の決議もありましたので、至急に対策を立てたいといふふうに考えますと、安

全のため

の姿でありますので、さよう御了承願

いたいと思います。

さて一般鉱害の問題であります。が、御承知のごとく一般鉱害の総額が、御承知の通り非常に高く——これは実

際も全面的に賛意を表してくれた。たゞ公共事業費の負担金が、特別鉱害は

われは、少くとも鉱業法の改正をめぐり、鉱害に対する根本的な認識の上に立つてこれらの問題を処理したい。問

題が山積しておるので一般鉱害は処理

できない、次の段階でといふようにとでは、われ／＼は承服できません。

私はどうか今後一段とこれらの問題

上に、あなたが当初の公約通りぜひひひとつ奔走されて、これらの鉱害復旧が

一日も早く実現されることをこの際希望いたしておきます。

次に炭政局長にお尋ねいたします。

私は鉱害査定額は、当初田口政府委員が、速記録に載つておるところの鉱害復旧費の総額は五十億ぐらいだと思う

と言つた答辯から判断しても、この金額については、現行法第三条の規定に基くところの認定からして、一体どう

いうような基準で今度の案ができるのか。非常に額がふえたということにつ

いては法律を無視したような節があり

はないか。あるいは現行法による認定額は、一体概略的には何を根拠と

してこういつた数字が出たかといふことについて、簡単でけつこうですから

とついて、御説明願いたいと思います。

○今澄委員 時間がございませんので——私は特別鉱害の工事を進行する

て、先ほど申し上げました五省の関係事業として審議会を設立するところの御了解を得たのであります。が、閣議了解だけではまだ不十分だと考えますので、一両日の間に正式に閣議決定を

とる段階にいたしたい、かように考えまして現在各署と連絡をとつておる

のであります。幸いに農林、大蔵、建設の新しい鉱業法は既に国会を通さな

いといふ決意を持つておるのでありま

す。だから、通産政務次官が非常に開内においてこの問題に努力せられつ

ることは多いたしますが、われ

われは、少くとも鉱業法の改正をめぐり、鉱害に対する根本的な認識の上に立つてこれらの問題を処理したい。問

題が山積しておるので一般鉱害は処理

できない、次の段階でといふようにとでは、われ／＼は承服できません。

私はどうか今後一段とこれらの問題

上に、あなたが当初の公約通りぜひひひとつ奔走されて、これらの鉱害復旧が

一日も早く実現されることをこの際希望いたしておきます。

次に炭政局長にお尋ねいたします。

私は鉱害査定額は、当初田口政府委員が、速記録に載つておるところの鉱害復旧費の総額は五十億ぐらいだと思う

と言つた答辯から判断しても、この金額については、現行法第三条の規定に基くところの認定からして、一体どう

いうような基準で今度の案ができるのか。非常に額がふえたということにつ

いては法律を無視したような節があり

はないか。あるいは現行法による認定額は、一体概略的には何を根拠と

してこういつた数字が出たかといふことについて、簡単でけつこうですから

とついて、御説明願いたいと思います。

○中島政府委員 五十億といふ数字

は、戦時鉱害は全体で百二十六億ある。そのうちでいわゆる特別鉱害に属するものは九十八億あるといふように

する。當時捺せられておりましたが、この九十八億のいわゆる特別鉱害の中で、法律第三条に基づく基準からのは五十五億であります。幸いに農林、大蔵、建設の新しい鉱業法は既に国会を通さな

いといふ決意を持つておるのでありま

す。だから、通産政務次官が非常に開

内においてこの問題に努力せられつ

ることは多いたしますが、われ

われは、少くとも鉱業法の改正をめぐり、鉱害に対する根本的な認識の上に立つてこれらの問題を処理したい。問

題が山積しておるので一般鉱害は処理

できない、次の段階でといふようにとでは、われ／＼は承服できません。

私はどうか今後一段とこれらの問題

上に、あなたが当初の公約通りぜひひひとつ奔走されて、これらの鉱害復旧が

一日も早く実現されることをこの際希望いたしておきます。

次に炭政局長にお尋ねいたします。

私は鉱害査定額は、当初田口政府委員が、速記録に載つておるところの鉱害復旧費の総額は五十億ぐらいだと思う

と言つた答辯から判断しても、この金額については、現行法第三条の規定に基くところの認定からして、一体どう

いうような基準で今度の案ができるのか。非常に額がふえたということにつ

いては法律を無視したような節があり

はないか。あるいは現行法による認定額は、一体概略的には何を根拠と

してこういつた数字が出たかといふことについて、簡単でけつこうですから

とついて、御説明願いたいと思います。

○中島政府委員 五十億といふ数字

は、戦時鉱害は全体で百二十六億ある。そのうちでいわゆる特別鉱害に属するものは九十八億あるといふように

する。當時捺せられておりましたが、この九十八億のいわゆる特別鉱害の中で、法律第三条に基づく基準からのは五十五億であります。幸いに農林、大蔵、建設の新しい鉱業法は既に国会を通さな

いといふ決意を持つておるのでありま

す。だから、通産政務次官が非常に開

内においてこの問題に努力せられつ

ることは多いたしますが、われ

われは、少くとも鉱業法の改正をめぐり、鉱害に対する根本的な認識の上に立つてこれらの問題を処理したい。問

題が山積しておるので一般鉱害は処理

できない、次の段階でといふようにとでは、われ／＼は承服できません。

私はどうか今後一段とこれらの問題

上に、あなたが当初の公約通りぜひひひとつ奔走されて、これらの鉱害復旧が

一日も早く実現されることをこの際希望いたしておきます。

次に炭政局長にお尋ねいたします。

私は鉱害査定額は、当初田口政府委員が、速記録に載つておるところの鉱害復旧費の総額は五十億ぐらいだと思う

と言つた答辯から判断しても、この金額については、現行法第三条の規定に基くところの認定からして、一体どう

いうような基準で今度の案ができるのか。非常に額がふえたということにつ

いては法律を無視したような節があり

はないか。あるいは現行法による認定額は、一体概略的には何を根拠と

してこういつた数字が出たかといふことについて、簡単でけつこうですから

とついて、御説明願いたいと思います。

○中島政府委員 五十億といふ数字

は、戦時鉱害は全体で百二十六億ある。そのうちでいわゆる特別鉱害に属するものは九十八億あるといふように

する。當時捺せられておりましたが、この九十八億のいわゆる特別鉱害の中で、法律第三条に基づく基準からのは五十五億であります。幸いに農林、大蔵、建設の新しい鉱業法は既に国会を通さな

いといふ決意を持つておるのでありま

す。だから、通産政務次官が非常に開

内においてこの問題に努力せられつ

ることは多いたしますが、われ

われは、少くとも鉱業法の改正をめぐり、鉱害に対する根本的な認識の上に立つてこれらの問題を処理したい。問

題が山積しておるので一般鉱害は処理

できない、次の段階でといふようにとでは、われ／＼は承服できません。

私はどうか今後一段とこれらの問題

上に、あなたが当初の公約通りぜひひひとつ奔走されて、これらの鉱害復旧が

一日も早く実現されることをこの際希望いたしておきます。

次に炭政局長にお尋ねいたします。

私は鉱害査定額は、当初田口政府委員が、速記録に載つておるところの鉱害復旧費の総額は五十億ぐらいだと思う

と言つた答辯から判断しても、この金額については、現行法第三条の規定に基くところの認定からして、一体どう

いうような基準で今度の案ができるのか。非常に額がふえたということにつ

いては法律を無視したような節があり

はないか。あるいは現行法による認定額は、一体概略的には何を根拠と

してこういつた数字が出たかといふことについて、簡単でけつこうですから

とついて、御説明願いたいと思います。

○中島政府委員 五十億といふ数字

は、戦時鉱害は全体で百二十六億ある。そのうちでいわゆる特別鉱害に属するものは九十八億あるといふように

する。當時捺せられておりましたが、この九十八億のいわゆる特別鉱害の中で、法律第三条に基づく基準からのは五十五億であります。幸いに農林、大蔵、建設の新しい鉱業法は既に国会を通さな

いといふ決意を持つておるのでありま

す。だから、通産政務次官が非常に開

内においてこの問題に努力せられつ

ることは多いたしますが、われ

われは、少くとも鉱業法の改正をめぐり、鉱害に対する根本的な認識の上に立つてこれらの問題を処理したい。問

題が山積しておるので一般鉱害は処理

できない、次の段階でといふようにとでは、われ／＼は承服できません。

私はどうか今後一段とこれらの問題

上に、あなたが当初の公約通りぜひひひとつ奔走されて、これらの鉱害復旧が

一日も早く実現されることをこの際希望いたしておきます。

次に炭政局長にお尋ねいたします。

私は鉱害査定額は、当初田口政府委員が、速記録に載つておるところの鉱害復旧費の総額は五十億ぐらいだと思う

と言つた答辯から判断しても、この金額については、現行法第三条の規定に基くところの認定からして、一体どう

いうような基準で今度の案ができるのか。非常に額がふえたということにつ

いては法律を無視したような節があり

はないか。あるいは現行法による認定額は、一体概略的には何を根拠と

してこういつた数字が出たかといふことについて、簡単でけつこうですから

とついて、御説明願いたいと思います。

○中島政府委員 五十億といふ数字

は、戦時鉱害は全体で百二十六億ある。そのうちでいわゆる特別鉱害に属するものは九十八億あるといふように

する。當時捺せられておりましたが、この九十八億のいわゆる特別鉱害の中で、法律第三条に基づく基準からのは五十五億であります。幸いに農林、大蔵、建設の新しい鉱業法は既に国会を通さな

いといふ決意を持つておるのでありま

す。だから、通産政務次官が非常に開

内においてこの問題に努力せられつ

ることは多いたしますが、われ

われは、少くとも鉱業法の改正をめぐり、鉱害に対する根本的な認識の上に立つてこれらの問題を処理したい。問

題が山積しておるので一般鉱害は処理

できない、次の段階でといふようにとでは、われ／＼は承服できません。

私はどうか今後一段とこれらの問題

上に、あなたが当初の公約通りぜひひひとつ奔走されて、これらの鉱害復旧が

一日も早く実現されることをこの際希望いたしておきます。

次に炭政局長にお尋ねいたします。

私は鉱害査定額は、当初田口政府委員が、速記録に載つておるところの鉱害復旧費の総額は五十億ぐらいだと思う

と言つた答辯から判断しても、この金額については、現行法第三条の規定に基くところの認定からして、一体どう

いうような基準で今度の案ができるのか。非常に額がふえたということにつ

いては法律を無視したような節があり

はないか。あるいは現行法による認定額は、一体概略的には何を根拠と

してこういつた数字が出たかといふことについて、簡単でけつこうですから

とついて、御説明願いたいと思います。

○中島政府委員 五十億といふ数字

は、戦時鉱害は全体で百二十六億ある。そのうちでいわゆる特別鉱害に属するものは九十八億あるといふように

する。當時捺せられておりましたが、この九十八億のいわゆる特別鉱害の中で、法律第三条に基づく基準からのは五十五億であります。幸いに農林、大蔵、建設の新しい鉱業法は既に国会を通さな

いといふ決意を持つておるのでありま

す。だから、通産政務次官が非常に開

内においてこの問題に努力せられつ

ることは多いたしますが、われ

われは、少くとも鉱業法の改正をめぐり、鉱害に対する根本的な認識の上に立つてこれらの問題を処理したい。問

題が山積しておるので一般鉱害は処理

できない、次の段階でといふようにとでは、われ／＼は承服できません。

私はどうか今後一段とこれらの問題

上に、あなたが当初の公約通りぜひひひとつ奔走されて、これらの鉱害復旧が

一日も早く実現されることをこの際希望いたしておきます。

次に炭政局長にお尋ねいたします。

私は鉱害査定額は、当初田口政府委員が、速記録に載つておるところの鉱害復旧費の総額は五十億ぐらいだと思う

と言つた答辯から判断しても、この金額については、現行法第三条の規定に基くところの認定からして、一体どう

いうような基準で今度の案ができるのか。非常に額がふえたということにつ

いては法律を無視したような節があり

はないか。あるいは現行法による認定額は、一体概略的には何を根拠と

してこういつた数字が出たかといふことについて、簡単でけつこうですから

とついて、御説明願いたいと思います。

○中島政府委員 五十億といふ数字

は、戦時鉱害は全体で百二十六億ある。そのうちでいわゆる特別鉱害に属するものは九十八億あるといふように

する。當時捺せられておりましたが、この九十八億のいわゆる特別鉱害の中で、法律第三条に基づく基準からのは五十五億であります。幸いに農林、大蔵、建設の新しい鉱業法は既に国会を通さな

いといふ決意を持つておるのでありま

す。だから、通産政務次官が非常に開

内においてこの問題に努力せられつ

ることは多いたしますが、われ

われは、少くとも鉱業法の改正をめぐり、鉱害に対する根本的な認識の上に立つてこれらの問題を処理したい。問

題が山積しておるので一般鉱害は処理

できない、次の段階でといふようにとでは、われ／＼は承服できません。

私はどうか今後一段とこれらの問題

上に、あなたが当初の公約通りぜひひひとつ奔走されて、これらの鉱害復旧が

一日も早く実現されることをこの際希望いたしておきます。

次に炭政局長にお尋ねいたします。

私は鉱害査定額は、当初田口政府委員が、速記録に載つておるところの鉱害復旧費の総額は五十億ぐらいだと思う

と言つた答辯から判断しても、この金額については、現行法第三条の規定に基くところの認定からして、一体どう

いうような基準で今度の案ができるのか。非常に額がふえたということにつ

いては法律を無視したような節があり

はないか。あるいは現行法による認定額は、一体概略的には何を根拠と

してこういつた数字が出たかといふことについて、簡単でけつこうですから

とついて、御説明願いたいと思います。

○中島政府委員 五十億といふ数字

は、戦時鉱害は全体で百二十六億ある。そのうちでいわゆる特別鉱害に属するものは九十八億あるといふように</p

少いという絶対的な違いはござりますが、その辺の関係は、今回認定をいたしましたときに、法律第三条に基きまして、それによつて査定をいたしました数字は七十五億のうちで五十九億になつております。五十九億と五十億との差額九億といふものが出ておりまつたが、これは全体の財源等によつて左右せられないよう、厳密な基準に基づきまして客観的にいたしました数字が五十九億出たわけでありまして、むしろこの差は比較的少いのではないか、こういうふうにわれへは考へておるのあります。残りの十六億はどういふ性質のものかと申しますと、これはいわゆる認定基準から申しますと若干点数の落りるもの。——ところが実際問題といたしまして、すでに配戻公団当時から工事を継続いたしておりますが、その工事を特別鉱害でないからといってこの際認定から落すということは、工事を中断する意味におきまして、またその地区の民生安定と、うことにかんがみましても、非常に大きな影響を及ぼす、また同じ継続工事ではない部分が特別鉱害でない。そうすると、たとえば道路の盛上げの場合に段ができるというようなことがあります。この影響を及ぼす、また同じ継続工事でない場合におきましても、たとえば同一の地区におきまして、道路の一部分だけが特別鉱害にかかりまして、残りの農地であります。一区画の農地の一部だけが復旧されまして、あとの部分が残るということになります。同じ農地であります。全体の農地の復旧が田畠に行われない、効用の度といふものが非常にそこで削減されることになりますので、そういうふうな性質のもの、つまり

り継続事業の分と関連する工事というものは、この際特別鉱害としてやはり一括して取上げるべきだ。こういうふうな考え方をもちまして、それだけにつきましては第二回の認定の作業の場合に調整いたしまして追加したわけであります。但し十六億の分につきましては、これは本来の厳密な認定条件によりますといふと、特別鉱害として第二順位に落ちるわけでありますので、被害者なしは鉱業権者といたしましては、これを特別鉱害に認定されることは、これで工事そのものについて、国庫の補助があるということが、それでただ工事そのものについて、相当な利益を受けますので、その利益の部分だけはこれは特別会計に対する受益者負担金として納付してもらひ、そういうことをすることによつて特別会計としては追加的な支出をしない。大体そこまでまかなえるということになりますので、ほかの第一順位の特別鉱害に対しまして影響を与えないで復旧できるということになります。従つてそういうふうな処置をいたしまして、これを取上げたわけであります。この十六億がそれでは特別鉱害ではないかということになりますと、これは要するに第三条の要件といふものどの程度厳密にするかということにかかるわけになりますが、もとへこの法律そのものが、今のような関連事業でありますとか、あるいは継続事業といふよ

うな考え方をもつておるが、この理由はどうか。私はこのような面において、政府は特別鉱害に対する勉強不足というふうな答弁で、これらの問題がいかに解決に付されておるかということを私は知るのである。どうかこれらの一連の問題について、政府は国会のわれへんことをこまかすことなく、われへの定めた法律の線に沿うて一日も早くこれが実現できるという誠実な態度を持たれました。この審議会といふのは、大まことに要望して質問を終ります。そこでこの問題がいかに等しく付されておるかと、どうか、これが実現できるという誠実な態度を持たれました。ただこの国庫補助率を引上げたところは、特別鉱害復旧のためにはもちろん一応成り立つ得ると思いま

す。

次に、私は特別鉱害の中で特に緊急を要するというものがあるだらうと想ふ。今だちにやらなければだめだというものに対して、政府はどういう措置と方法を持つておるか。それからもう一つは自己復旧になつたところは、従来の補助率によつて算出されるその者の負担額を、従来通り納付せしめる

國庫の補助が八割あるから二割だけを納めればいいのではないかといふ議論ももちろん一応成り立つ得ると思いま

す。ただこの国庫補助率を引上げたところは、特別鉱害復旧のためにはもちろん一応成り立つ得ると思いま

す。ただこの国庫補助率を引上げたところは、特別鉱害復旧のためにはもちろん一応成り立つ得ると思いま

す。

○中島政府委員 緊急工事に關しましては、公共事業の関係におきましては、先ほども御説明申し上げました通り、年度の当初からもすでに特別鉱害に認定されることが明瞭であるところに對しましては、すでに作業

が、この法律ないしは特別鉱害の復旧に、この法律ないしは特別鉱害の復旧を開始させまして、工事を続行いたしました。その後のものにつきましては、どの工事を緊急工事と認めて先に制度をつくつてみましたので、その

本來の法律の趣旨から申しましても、今まで選択をしなければならないものは、この際特別鉱害としてやはり鉱害として認定するということは、法律の趣旨にも反しない。こういうふうな考えをもちまして、それだけにつきましては第二回の認定の作業の場合に調整いたしまして追加したわけであります。但し十六億の分につきましては、これは本来の厳密な認定条件によりますといふと、特別鉱害として第二順位に落ちるわけであります。これにつきましては受益者負担金を出すということが、その点につきましては地元との了解も十分付けてあるわけであります。

○今澄委員 この法律ができて以来、国会において定められたそれらの法律の示しているところによつて政府が運営をしたにしては、あまりにかけ離れた点があるということを遺憾に思いました。

次工事の開始をいたしたい。こういうふうに考えております。

○今澄委員 それでは時間も參りますから私はこの程度で打切りますが、少くともこの法律案を見て感じられる点は、業者のそれらの負担金が集まらなかつた場合における措置あるいは補助率の引上げられた場合におけるこれ

が流用の措置、特別鉱害の認定の問題、その他一般的な問題について、今日まで遷延して来たその基礎の上には、この特別鉱害を実施して早く復旧しなければならぬという熱意に欠け、

あるいは関係官庁との連絡に欠け、特に今大蔵委員会との連合審査をして、席上大蔵省の担当官のことときは、

ほんど私は何もわからぬといふ

問題について、政府は国会のわれへんことをこまかすことなく、われへの定めた法律の線に沿うて一日も早くこれが実現できるという誠実な態度を持たれました。この審議会といふのは、大まことに要望して質問を終ります。

○田代委員 ちよつと一言だけ——先ほど次官は審議会の問題を説明になりましたが、この審議会といふのは、大体一般鉱害に対する答申書をつくつてこれを出すとか、そういうよくなことをやるのか、それともこれ自体が非常に大きな権限を持つて予算措置まで講じて一般鉱害をどん／＼解決するものであるか、これについて伺いたい。

○首藤政府委員 審議会はすでに特別鉱害の場合にもつくつたのであります

が、この一般鉱害の復旧に対しまして具体的な案をつくる、これが主たる使命であります。従つてそれによつてどくらいの予算を必要とするかといふところでは、関連いたしまして計上いたすと思いますが、この予算措置は、あげて政府がいたすのであります。従つて端的に言いますならば、鉱害を復旧いたしますする上におきまして、いろいろくな間に支障があるのです。ですが、これらをどういう方法をもつて解決して行くかという点等を主として審議することになります。

○小金委員長

これにて質問は全部終了いたしました。これより本案を討論に付します。順次発言を許します。多武良哲三君。

○多武良委員

私は自由党を代表いたしましたして本法案に賛成の意を表するものであります。

本法案は第一には特別鉱害復旧工事に関する納付金の徵収並びに工事費の支払いを担当する機関である特別鉱害復旧公社を廃止しまして、通商産業省にその業務を引渡すために立案されたものであり、また第二には、公共事業に対する補助率を増加しまして、復旧工事費の不足を補填するについて、いわゆる脱落者すなわち現行法の第二十五条によつて指定された者が、みずから負担において復旧工事を施行する場合の規定を改正するために立案せられたものであります。

今的第一の点は、第七国会においてわれくが成立せしめた現行特別鉱害復旧臨時措置法のうちに、つとに明示したものであり、第二の点もまた脱落しない者との均衡上、いさか考慮の

余地なきにしもあらずであります。が、復旧工事に必要な資金を確保するためには、事情やむを得ざるものとしてあげて、政府がいたすのであります。従つて端的に言いますならば、鉱害を復旧いたしますする上におきまして、

一應了承せざるを得ないかと存ぜら

れます。今般政府の提出にかかる特別鉱害復旧事業費所要額表を見ますと、

工事費の総額五十七億三千二百万円に

対しまして、三億九千万円の収入不足

があり、しかもこの不足額は、寄付金

その他によつて充当する予定のよう

になりますが、これらをどういう方法をもつて解決して行くかという点等を主として審議することになります。

本復旧工事の前途に對して大いに不安を感じざるを得ないところであります。

その他に問題は全部終了いたしました。これより本案を討論に付します。多武良哲三君。

私は自由党を代表いたしましたして本法案に賛成の意を表するものであります。

本法案は第一には特別鉱害復旧工事

に関する納付金の徵収並びに工事費の

支払いを担当する機関である特別鉱害

復旧公社を廃止しまして、通商産業省

にその業務を引渡すために立案された

ものであり、また第二には、公共事業

に対する補助率を増加しまして、復旧

工事費の不足を補填するについて、い

わゆる脱落者すなわち現行法の第二十

五条によつて指定された者が、みずか

らの負担において復旧工事を施行する

場合の規定を改正するために立案せら

れたものであります。

今的第一の点は、第七国会において

われくが成立せしめた現行特別鉱害

復旧臨時措置法のうちに、つとに明示

したものであり、第二の点もまた脱落

しない者との均衡上、いさか考慮の

余地なきにしもあらずであります。

以上をもつて私の討論を終ります。

○小金委員長 次は高橋清治郎君。

○高橋(清)委員 私は国民民主党を代

表して、本法律案に賛成するものであ

ります。きわめて簡単にその理由を申

し上げます。

特別鉱害の復旧は、国土の保全、民

生の安定の点より見て真に緊急を要す

る所であります。かようなことは本法施行上、

われわれがおこなつた。すなわち当初五

年とおこなつたこの復旧額が簡

十億円と言つておつたこの復旧額が簡

してすみやかに復旧工事の促進完成に

一路邁進せられんことを切望するもの

であります。

以上をもつて私の討論を終ります。

○小金委員長 次は今澄勇君。

○今澄委員 本法律案は、現下の特別

鉱害の急速なる復旧のために、私ども

属山の面にも及ぼされることを強く

要望して、私の賛成討論を終ることと

いたします。

○小金委員長 次は石炭の採掘により発生

したこれら特別鉱害復旧の実施にあた

り、このような位置を他の面、特に金

属山の面にも及ぼされることを強く

要望して、私の賛成討論を終ることと

いたします。

○小金委員長 次は田代文久君。

○田代委員 私は日本共産党を代表い

たしまして、本法律案に對し、強い条件

をつけまして賛成の意を表するもので

あります。

特別鉱害におきましても、一般鉱害

におきましても、政府並びに与党の考

え方というものは、ちつとも本質的な

問題には触れてないのであります。

委員長においては、この通産委員会が

修正し、責任を負うたところのこの立

法のもとにいて、今後起るべき鉱害

についても、強力なる支援を寄せられ

ることを私は切望する。

さらに政府はこの特別鉱害に対する立

度がきわめて場当たり的であり、一貫

したものがなかつた。すなわち当初五

年と言つておつたこの復旧額が簡

単に訂正されて、その根柢もはつきり

と存じます。ゆえに政府は、今日まで

委員会におきまして各党各委員より幾

多の強い要望と、注意された諸点を十

十億円と言つておつたこの復旧額が簡

してすみやかに復旧工事の促進完成に

一路邁進せられんことを切望するもの

であります。

以上をもつて私の討論を終ります。

○小金委員長 次は今澄勇君。

○今澄委員 本法律案は、現下の特別

鉱害の急速なる復旧のために、私ども

属山の面にも及ぼされることを強く

要望して、私の賛成討論を終ることと

いたします。

○小金委員長 次は石炭の採掘により発生

したこれら特別鉱害復旧の実施にあた

り、このような位置を他の面、特に金

属山の面にも及ぼされることを強く

要望して、私の賛成討論を終ることと

いたします。

○小金委員長 次は田代文久君。

○田代委員 私は日本共産党を代表い

たしまして、本法律案に對し、強い条件

をつけまして賛成の意を表するもので

あります。

特別鉱害におきましても、政府並びに与党の考

え方というものは、ちつとも本質的な

問題には触れてないのであります。

委員長においては、この通産委員会が

修正し、責任を負うたところのこの立

法のもとにいて、今後起べき鉱害

についても、強力なる支援を寄せられ

ることを私は切望する。

さらに政府はこの特別鉱害に対する立

度がきわめて場当たり的であり、一貫

したものがなかつた。すなわち当初五

年と言つておつたこの復旧額が簡

単に訂正されて、その根柢もはつきり

と存じます。ゆえに政府は、今日まで

委員会におきまして各党各委員より幾

多の強い要望と、注意された諸点を十

十億円と言つておつたこの復旧額が簡

してすみやかに復旧工事の促進完成に

一路邁進せられんことを切望するもの

であります。

以上をもつて私の討論を終ります。

○小金委員長 次は今澄勇君。

○今澄委員 本法律案は、現下の特別

鉱害の急速なる復旧のために、私ども

属山の面にも及ぼされることを強く

要望して、私の賛成討論を終ることと

いたします。

○小金委員長 次は石炭の採掘により発生

したこれら特別鉱害復旧の実施にあた

り、このような位置を他の面、特に金

属山の面にも及ぼされることを強く

要望して、私の賛成討論を終ることと

いたします。

○小金委員長 次は田代文久君。

○田代委員 私は日本共産党を代表い

たしまして、本法律案に對し、強い条件

をつけまして賛成の意を表するもので

あります。

特別鉱害におきましても、政府並びに与党の考

え方というものは、ちつとも本質的な

問題には触れてないのであります。

委員長においては、この通産委員会が

修正し、責任を負うたところのこの立

法のもとにいて、今後起べき鉱害

についても、強力なる支援を寄せられ

ることを私は切望する。

さらに政府はこの特別鉱害に対する立

度がきわめて場当たり的であり、一貫

したものがなかつた。すなわち当初五

年と言つておつたこの復旧額が簡

単に訂正されて、その根柢もはつきり

と存じます。ゆえに政府は、今日まで

委員会におきまして各党各委員より幾

多の強い要望と、注意された諸点を十

十億円と言つておつたこの復旧額が簡

してすみやかに復旧工事の促進完成に

一路邁進せられんことを切望するもの

であります。

以上をもつて私の討論を終ります。

○小金委員長 次は今澄勇君。

○今澄委員 本法律案は、現下の特別

鉱害の急速なる復旧のために、私ども

属山の面にも及ぼされることを強く

要望して、私の賛成討論を終ることと

いたします。

○小金委員長 次は石炭の採掘により発生

したこれら特別鉱害復旧の実施にあた

り、このような位置を他の面、特に金

属山の面にも及ぼされることを強く

要望して、私の賛成討論を終ることと

いたします。

○小金委員長 次は田代文久君。

○田代委員 私は日本共産党を代表い

たしまして、本法律案に對し、強い条件

をつけまして賛成の意を表するもので

あります。

特別鉱害におきましても、政府並びに与党の考

え方というものは、ちつとも本質的な

問題には触れてないのであります。

委員長においては、この通産委員会が

修正し、責任を負うたところのこの立

法のもとにいて、今後起べき鉱害

についても、強力なる支援を寄せられ

ることを私は切望する。

さらに政府はこの特別鉱害に対する立

度がきわめて場当たり的であり、一貫

したものがなかつた。すなわち当初五

年と言つておつたこの復旧額が簡

単に訂正されて、その根柢もはつきり

と存じます。ゆえに政府は、今日まで

委員会におきまして各党各委員より幾

多の強い要望と、注意された諸点を十

十億円と言つておつたこの復旧額が簡

してすみやかに復旧工事の促進完成に

一路邁進せられんことを切望するもの

であります。

以上をもつて私の討論を終ります。

○小金委員長 次は今澄勇君。

○今澄委員 本法律案は、現下の特別

鉱害の急速なる復旧のために、私ども

属山の面にも及ぼされることを強く

要望して、私の賛成討論を終ることと

いたします。

○小金委員長 次は石炭の採掘により発生

したこれら特別鉱害復旧の実施にあた

り、このような位置を他の面、特に金

属山の面にも及ぼされることを強く

要望して、私の賛成討論を終ることと

いたします。

○小金委員長 次は田代文久君。

○田代委員 私は日本共産党を代表い

たしまして、本法律案に對し、強い条件

をつけまして賛成の意を表するもので

あります。

特別鉱害におきましても、政府並びに与党の考

え方というものは、ちつとも本質的な

問題には触れてないのであります。

委員長においては、この通産委員会が

修正し、責任を負うたところのこの立

法のもとにいて、今後起べき鉱害

についても、強力なる支援を寄せられ

ることを私は切望する。

さらに政府はこの特別鉱害に対する立

度がきわめて場当たり的であり、一貫

るところから、どうやらな説でござりますけれども、これは何らかがまかし的な印象を受けるのでありますて、早急に断固としてこれを解決してもらひたいと、こうして要望いたしまして、賛成の意を表する次第であります。

○小金委員長 次に、本日午後、土地
調整委員会設置法案が当委員会に付託
せられました。この際当局より提案理
由の説明を聴取いたします。法務政務
次官高木松吉君。

土地調整委員會設置法

卷之三

第一章 組織及び権限（第一条）

第二章 鉱区禁止地域の指定及び

その解除（第二十二条）

第三章 裁定（第二十五条—第四十八条）

第四章 訴訟（第四十九条—第五十八条）

第五章 罰則（第五十九條—第六十四條）

附則

第二章 総論及て概要

第一條 この法律は土地調査委員会の専務の範囲及び権限を明確に定め、土地調査委員会の事務の運営を適正化する事を目的とする。

定めるとともに、その所掌する事務を能率的に遂行するに足る組織

を走める」とを目的とする

第一条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第一

項の規定に基いて、總理府の外局として、土地調整委員会(以下「委

「貢会」という。(所掌事務)を設置する。

第三条 委員会は、鉱業又は採石業と一般公益又は農業、林業その他

の産業との調整を図るため、左に掲げる事務をつかさどる。

二 鉱業権又は採石業のための土地の使用又は収用に関する異議の裁定に關する」と。
三 鉱業権又は採石業のための土地の使用又は収用に関する異議の裁定に關する裁定に關する」と。
(権限)
四条 委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む)に従つてなされなければならない。
一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等を設置し、及び管理すること。
四 所掌事務の直接必要な事務用品等を調達すること。
五 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
六 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、刊行し、及び頒布すること。
七 所掌事務の周知宣伝を行ふこと。
八 委員会の公印を制定すること。
九 鉱区禁地を指定し、又はその指定を解除すること。
十 鉱業権の設定又は鉱区の増減に關する異議を裁定すること。

十一 鉱業権の取消に関する異議を裁定すること。

十二 採石権の設定に関する異議を裁定すること。

十三 鉱業又は採石業のための土地の使用又は収用に関する異議を裁定すること。

十四 採石権の設定に関する決定を承認すること。

十五 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き委員会に属させられた権限。

最初の国会においては、田島後
を得なければならない。この場合
において、両議院の事後の承認を
得られないときは、内閣總理大臣
は、その委員長又は委員を罷免し
なければならぬ。

(任期)

第八条 委員長及び委員の任期は、
五年とする。但し、補欠の委員長
又は委員は、前任者の残任期間を
任ずる。

2 委員長及び委員は、再任される
ことができる。

(身分保障)

第九条 委員長及び委員は、左の各
号の一に該当する場合を除いて
は、在任中、その意に反して罷免
されることはない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の
宣告を受けたとき。

二 禁ご以上の刑に処せられたと
き。

三 委員会により、心身の故障の
ため職務の執行ができないと認
められたとき、又は職務上の義
務違反その他委員長若しくは委
員たるに適しない非行があると
認められたとき。

(罷免)

第十条 内閣總理大臣は、委員長又
は委員が前条各号の一に該当する
ときは、その委員長又は委員を罷
免しなければならない。

2 委員会は、あらかじめ委員のう
ちから、委員長に故障があるとき

副本を送達することにより開始する。

(審理の期日及び場所)

第三十一条 委員会は、審理の期日及び場所を定め、申請人及び処分

に通知しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による通

知をしたときは、事案の要旨並びに審理の期日及び場所を公示しなければならない。

(審理の公開)

第三十二条 審理は、公開しなければならない。但し、公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

(調査のための処分)

第三十三条 委員会は、事件について必要な調査をするため、事件関係人の申立により又は職権で、左の各号に掲げる処分をすることができる。

(調査のための出頭)

第三十四条 委員会は、事件について必要な調査をするため、事件関係者から意見若しくは報告を徴すこととする。

(鑑定人の出頭を命じて鑑定させること)

第三十五条 委員会は、事件の所有者に對し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

(審見の陳述)

第三十六条 委員会は、事件の所有者に對し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

(審見の陳述)

第三十七条 委員会は、相当と認めるときは、委員又は委員会の職員に、前項の処分をさせることができる。

(審見の陳述)

第三十八条 委員会は、相当と認めるときは、委員又は委員会の職員に、前項の規定により立入検査をする。

(審見の陳述)

第三十九条 委員会は、相当と認めるときは、委員又は委員会の職員に、前項の規定により立入検査をする。

(審見の陳述)

第四十条 委員会は、相当と認めるときは、委員又は委員会の職員に、前項の規定により立入検査をする。

(審見の陳述)

第四十一条 委員会は、相当と認めるときは、委員又は委員会の職員に、前項の規定により立入検査をする。

(審見の陳述)

第四十二条 委員会は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。

(審見の陳述)

第四十三条 委員会は、申請人、参加人、処

の正本を送達しなければならぬ。

(審見の陳述)

第四十四条 委員会は、申請人及び當該第

三号、第二百五十九号(証拠の申

出)及び第二百八十五条から第二

百八十九条まで(宣誓)の規定

は、委員会(第三十三条第二項の規定により処分を行ふ委員又は職

員を含む。以下この条中同じ。)が

事件関係人を審問する手続に、同

法第二百五十九号、第二百五十九

条(証拠の申出)、第二百七十七条

から第二百七十四条まで(証人と

なる義務)、第二百八十一条から第

二百八十二条まで(証言の拒絶)、

第二百八十五条から第二百九十一

条まで(宣誓)、第三百二十二条(鑑定人となる義務)、第三百七条(鑑定人の宣誓書)、第三百十三条规定は、委員会が参考人を審問し、鑑定人に鑑定を命じ、又は文書の提出を命ずる手続について、準用する。

2 前項の場合において、「裁判所」とあるのは「土地調整委員会」と、「裁判長」とあるのは「委員長」と、それぞれ読み替えるものとする。

(審見の陳述)

第四十五条 土地に関する権利の設定及び変更並びに土地の利用法について、左に掲げる法律及びこれまで規制する場合により行政庁の拘束する。

(裁定の拘束力)

第四十六条 委員会の裁定は、処分

手続に参加させることができる。

(裁定の拘束力)

第四十七条 第三十三条第一項第二号又は第二項の規定により鑑定を命ぜられた鑑定人は、政令で定める額の鑑定料を受ける。

(手続)

第四十八条 この章に規定するもの

の外、裁定に関する手続は、土地

調整委員会規則で定める。

(第四章 訴訟)

なければならぬ。

4 第一項第四号又は第二項の規定による検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十四条 民事訴訟法(明治二十

三年法律第二十九号)第二百五十

八条、第二百五十九条(証拠の申

出)及び第二百八十五条から第二

百八十九条まで(宣誓)の規定

は、委員会(第三十三条第二項の規定により処分を行ふ委員又は職

員を含む。以下この条中同じ。)が

事件関係人を審問する手続に、同

法第二百五十九号、第二百五十九

条(証拠の申出)、第二百七十七条

から第二百七十四条まで(証人と

なる義務)、第二百八十一条から第

二百八十二条まで(証言の拒絶)、

第二百八十五条から第二百九十一

条まで(宣誓)、第三百二十二条(鑑定人となる義務)、第三百七条(鑑定人の宣誓書)、第三百十三条规定は、委員会が参考人を審問し、鑑定人に鑑定を命じ、又は文書の提出を命ずる手続について、準用する。

2 前項の場合において、「裁判所」とあるのは「土地調整委員会」と、「裁判長」とあるのは「委員長」と、それぞれ読み替えるものとする。

(調書)

第三十五条 委員会は、事件について、調書を作成しなければならない。

(代理)

第三十六条 委員会は、辯護士

を代理人としてることができる。

(代理)

第三十七条 委員会は、事件について、調書を作成しなければならない。

(代理)

第三十八条 委員会は、事件について、調書を作成しなければならない。

(代理)

第三十九条 委員会は、事件について、調書を作成しなければならない。

(代理)

第四十条 委員会は、事件について、調書を作成しなければならない。

(代理)

第四十一条 委員会は、事件について、調書を作成しなければならない。

(代理)

第四十二条 委員会は、事件について、調書を作成しなければならない。

(代理)

第四十三条 委員会は、事件について、調書を作成しなければならない。

(代理)

第四十四条 委員会は、事件について、調書を作成しなければならない。

(代理)

第四十五条 委員会は、事件について、調書を作成しなければならない。

(代理)

第四十六条 委員会は、事件について、調書を作成しなければならない。

と認めるときは、申立てにより又は職権で、裁定の結果について關係者を審理する。

2 委員会は、前項の場合においては、あらかじめ申請人及び當該第

三者を審問しなければならない。

第三十七条 關係行政機関は、公益

上必要があると認めるときは、委

員会の承認を得て、当事者として審理手続に参加することができる。

2 委員会は、前項の期間においては、あらかじめ申請人及び當該第

三者を審問しなければならない。

第三十七条 關係行政機関は、公益

上必要があると認めるときは、委

員会の承認を得て、当事者として審理手續に参加することができる。

2 委員会は、前項の期間においては、あらかじめ申請人及び當該第

三者を審問しなければならない。

第三十七条 關係行政機関は、公益

上必要があると認めるときは、委

員会の承認を得て、当事者として審理手續に参加することができる。

4 裁定は、遅滞なく公示しなければならない。

第四十三条 裁定は、申請人に裁定書の正本を到達した時に、その効力を生ずる。

2 前項の期間は、裁定書の正本の申請の却下の決定に不服のある者は、裁定書又は決定書の正本が到達した日から六十日以内に、訴を提起することができる。

第三十四条 土地に関する権利の設

定及び変更並びに土地の利用法に

ついて、左に掲げる法律及びこれに基く命令の規定により行政庁の許可

又は認可又は認可があつたものとみなす。

森林法(明治四十年法律第四十

三号)

国立公園法(昭和六年法律第三十六号)

農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)

があつた時から三十日以内に、当該事件の記録(事件関係人、参考人又は鑑定人の審問調書その他の裁判上証拠となるべき一切のものを含む)を当該裁判所に送付しなければならない。

第五十二条 委員会は、訴状の送達

があつた時から三十日以内に、当該事件の記録(事件関係人、参考人又は鑑定人の審問調書その他の裁判上証拠となるべき一切のものを含む)を当該裁判所に送付しなければならない。

第五十三条 委員会の裁定に対する訴訟

訴訟については、委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が判断する。

(新しい証拠)

第五十四条 委員会の裁定に対する訴訟

訴訟に對し、當該事件に關係のある新

しい証拠の申出をすることができる。

2 前項に規定する実質的な証拠の

有無は、裁判所が判断する。

(手続)

第五十五条 委員会の裁定に対する訴訟

訴訟に對し、當該事件に關係のある新

しい証拠の申出をすることができる。

2 前項に規定する実質的な証拠の

有無は、裁判所が判断する。

(手続)

第五十六条 委員会の裁定に対する訴訟

訴訟に對し、當該事件に關係のある新

しい証拠の申出をすることができる。

も、当然予想されるところであります。ここにおきまして、土地に関します。鉱業または採石業と農業、林業その他他の産業及び一般公益との間の調整をはかるための公正な機関として土地調整委員会を設ける必要がありますので、この法律案を提案いたした次第であります。以下の法律案の要点を申し上げます。

土地調整委員会は、総理府の外局とし、委員長及び委員四人をもつて組織し、委員長及び委員は、識見の高い学識経験者のうちから、内閣総理大臣が選出されます。なお、委員会の事務を処理させるために、事務局を設けることにいたしております。

委員会の権限といたしましては、鉱区禁止地域の指定及びその解除を行うこと、鉱業権または採石権の設定または取消し、鉱区の増減に関する異議及び鉱業のための土地の使用または取用に関する異議に対する裁定を行なう等がその重要なものであります。この裁定の意見を求める等慎重な手続を経ることといたしております。

なお、土地調整委員会の組織及び機能にかんがみまして、その裁定または裁判所を却下する決定に対する訴えの第一審の受訴裁判所は、東京高等裁判所といたしたのであります。以上がこの法律案の大綱であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申上げます。

○小金委員長

次に、十二月一日当委員会に付託せられました、河田賢治君

外二十五名提出の、自転車競技法を廃止する法律案を議題といたします。提出者に提案理由の説明を求めます。加藤充君。

自転車競技法を廃止する法律案
自転車競技法を廃止する法律
自転車競技法(昭和二十三年法律
第二百九号)は、廃止する。

附 則
1 この法律は、公布の日から起算した日から施行する。
2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、從前の例による。

3 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第五号中「自転車競走及び」を削る。
4 地方財政委員会設置法(昭和二十五年法律第二百十号)の一部を削り、第二十四号を第二十三号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

理由

自転車競技法実施以来の競輪をめぐる不正及び腐敗並びに競輪の風教に及ぼす悪影響にかんがみ、同法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○加藤(充)君　ただいま議題になりますが、この法律案の廃止する法律案の提出理由を御説明申上げます。

自転車競技法は、これを制定を希望する輿論に基き、自転車業界の窮状を克服し、窮屈している地方財政の増収に寄与する等の目的をもつて制定さ

れ、今日に至っているものであります。さてわれくの提案理由の第一は、行政委員会が満場一致の決議をもつて、平衡交付金の額を要求したこと、第二は、本国会において、衆院地方の窮屈は、その極に達しております。

この原因は、平衡交付金が従来の地方配付額、国庫補助金の半額程度しか交付されず、この交付金さえ返還せねばならぬ事態になつてゐるのであります。加うるに、地方住民の生活の破綻、地方産業の衰退、多額の国税等により、地方税の徵收率は、現在全國平均二割ないし三割という状態なのであります。この状態を回復する道は、自動車競技法の存続というがごとき手段をもつてしては、一時の紹介する可能ではなく、まさに上述のことと同様根本的に除去する以外にはないのであります。しかも現実には、累次にわたり不祥事件のために、その都度多数の警官を勤務するための自治体警察費をもつしては、これが国民の健全なる文化生活に与える恐るべき悪影響は、単に家庭生活の破壊にとどまらず、民主独立日本の将来に重大な害悪となるであろうことは公知の事実なのであり、この実情はまつたく植民地様相を呈しているのであります。

以上われくは、競輪法実施後の実情と、これに対する輿論の現状にかんがみ、ただちに国家的大局的見地に立つて本法案を提案するものであります。が、最後にこの法案廃止後の問題につき特に次の点について適切な考慮を政府において払われるべきと考えるものであります。

すなわち第一は、すでに設置された競輪場その他の付属施設については、低賃金のためにその肉体から消耗し、肺病亡國が重大な問題化していふ今日、勤労国民のリクリエーションのための活用、あるいは青少年のための健全なスポーツへの転用、遊び場を奪わ

昭和二十五年十二月十九日印刷

昭和二十五年十二月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所